

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度（仮称）」説明会 動
画を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その8）
が発出される（こども家庭庁、文部科学省）…………… 1

- ◆ **令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応
について（周知）（その8）が発出される（こども
家庭庁、文部科学省）**

令和6年3月21日にこども家庭庁と文部科学省の連名で表記事務連絡が発出されました。これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、「一時預かり事業（災害特例型）の適用について令和6年4月以降も継続すること」や、「生活の拠点を移した場合の取り扱い」、「幼稚園等における一時預かり事業について」示されています。

詳細は添付PDF資料をご参照ください。

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その8）
（一時預かり事業（災害特例型）の運用について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害（以下「地震等」という。）により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）等において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 一時預かり事業（災害特例型）の適用について

- 今般の地震等の影響により、在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、「一時預かり事業（災害特例型）」の実施により、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等（以下「避難先保育所等」という。）を利用することを可能としているところです。
- こうした地震等により被災した児童（以下「被災児童」という。）の受け入れに当たっての取り扱いについては、今般の災害の発生直後に限らず、当分の間、令和6年4月以降も継続し、居住地の変更手続は特段必要ありませんので、引き続き避難先保育所等での被災児童の受け入れについて特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

2. 生活の拠点を移した場合の取扱いについて

- 仮に被災児童が避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続を行った場合について、
 - ① 「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）」（令和6年2月13日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）のとおり、避難先保育所

等においても、利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱いが適用されることから、引き続き避難先保育所等において被災児童の受け入れを行っていただくようお願いいたします。

その際、被災児童は施設型給付費等が支給される教育・保育給付認定子どもとなりますが、被災児童に係る施設型給付費等における各種加算や加減調整・乗除調整の取り扱いについては、例えば、3歳児配置改善加算について、被災児童の受け入れによって配置基準上保育士数を満たせなくなる場合、被災児童の受け入れの影響を除いた利用児童数に基づいて適用を判断する等、被災児童を受け入れた避難先保育所等において施設型給付費等の計算上の不利益が生じないように、特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

- ② また、被災児童が避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続きを行った場合においても、避難元の被災した市町村（以下「避難元被災市町村」という。）に戻り、災害復旧活動等を行うことも想定されるところです。そうした場合、地震等が発生した時点で被災市町村に居住する世帯に属していたこどもは、一時預かり事業（災害特例型）の枠組みを活用し、避難先保育所等に在籍したまま、避難元被災市町村の保育所等（以下「避難元被災保育所等」という。）を利用することも可能です。

その際、「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その4の2）（一時預かり事業（災害特例型）について）」（令和6年1月25日付けこども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）に準じて、下記の取扱いとなります。

- 被災児童が、避難先保育所等に在籍したまま、一時的に避難元被災保育所等を利用する場合に、当該保育所等の利用については、「一時預かり事業（災害特例型）」の枠組みを活用して、通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、一時的な受け入れ先の避難元被災保育所等が所在する市町村において施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給すること（一時的な受け入れ先の保育所等においては、避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、一時的な利用の開始時に遡って財政支援を行うこと（公定価格相当額を利用開始時に遡って支援）。
- 幼稚園、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍している児童について、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。
- また、主として保育所等に在籍していない児童について、避難元被災市町村において一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。

3. 幼稚園等における一時預かり事業について

- 「一時預かり事業（災害特例型）」においては、被災児童が、在籍する幼稚園等において、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこととしておりますが、避難元の幼稚園等に在籍したまま、本事業の枠組みを活用して避難先の幼稚園等を利用している場合にも、教育時間の前後や長期休業日等に避難先の幼稚園等において一時預

かりを利用することが考えられます。この場合においても、本事業の枠組みを活用して下記の取扱いとすることが可能です。

- ・ 本事業を活用し、在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等を利用する場合においても、在籍している幼稚園等における取扱いと同様に、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。

以上

【別添】「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付け事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）

【下記以外についての問合せ先】

- 子ども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- 子ども家庭庁成育局保育政策課 地域支援係
TEL：03-6858-0078

【幼稚園等における一時預かり事業についての問合せ先】

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 新制度・人材確保支援担当
TEL：03-6734-2374

○令和6年能登半島地震

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。	
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、その上での対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟に対応いただいて構いません。	
3	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準（以下、「設備運営基準」）並びに「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準（以下、「公定価格基準」）を下回することは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により基準以下の配置となっても差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになります。	
4	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該児童を受け入れる前の状況をもとにして算定することになります。	
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなのものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いします。	
6	一時預かり事業	被災した自宅等の片付けを理由に子どもを預けることは可能ですか。	一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業であり、被災した自宅等の片付けを行う際に子どもを預けることも可能ですので、地域の実情に応じて御活用ください。	
7	一時預かり事業 (災害特例型)	一時預かり事業(災害特例型)の対象児童は「被災市町村に居住する世帯に属する」ことが要件となっていますが、避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続きを行い、避難先保育所等に在籍した状態で、避難元の被災した市町村で保育所等を利用する場合、一時預かり事業(災害特例型)の対象となりますか。	対象となります。 一時預かり事業(災害特例型)における対象児童の要件である「被災市町村に居住する世帯に属する」ことは、当該災害が発生した時点の居住地で判断するものとします。	
8	一時預かり事業 (災害特例型)	一時預かり事業(災害特例型)において、「被災市町村に居住する世帯に属し、利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等を利用する幼児」が対象となっていますが、一時預かり事業(災害特例型)を活用して在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等を利用する場合においても、この対象に含まれますか。	対象に含まれます。 この場合、在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等の一時預かりを利用した場合は、いずれも一時預かり事業(災害特例型)に基づく財政支援が行われることとなります。	